

所得税の確定申告 市・県民税の申告 **が始まります**

申告書は自分で書いてお早めに！

相談期間は 2月18日(月)～3月15日(金)

所得税と市・県民税は、個人の所得にかかる税金で、前年（平成13年中）の1月1日から12月31日までの1年間の所得を、自分で正しく計算して申告書を作成する「自主記載・自書申告」となっています。

なお、所得税の確定申告をする人は、市・県民税の申告をする必要はありませんが、確定申告をしない人は、市・県民税の申告をしてください。また、所得税の確定申告書または市・県民税の申告書を提出した人は、個人事業税（県税）の申告書を提出する必要はありません。

相談会場は混雑が予想されますので、ご自身で申告書を作成できる人は、できるだけ郵送で提出していただくようお願いいたします。また、相談会場にお越しの場合は、時間に余裕をもってお越しください。なお、市役所駐車場は混みますので、婦人会館周辺の駐車場をご利用ください。

★申告用紙は届きましたか

申告用紙は、昨年（平成12年）の状況に基づき申告が必要と思われる人に1月下旬に発送しました。届いていない場合には、申告会場か市民税課（所得税の確定申告書は刈谷税務署）でお受け取りください。なお、給与所得の人で還付申告の場合は、申告用紙は送付していません。

★申告書はあなたにも書けます

刈谷税務署・安城市役所では、職員の指導（アドバイス）を受けながら、ご自身で申告書を書いていただくことを勧めています。なお、確定申告期間中は窓口が大変混雑しますので、「申告の手引き、記載例」などを参考に、ご自身で申告書を作成してみましょう。提出は郵送でもできます。
※市・県民税の申告書を提出する人は、返信用封筒をご利用ください。

★申告書の提出は刈谷税務署か安城市役所へ

所得税の確定申告は、刈谷税務署で申告相談を行います。市役所でも刈谷税務署員が出張して受け付けます。

とき▷ 2月18日(月)～3月15日(金)（土・日曜日は除く）
その他▷ ①今年から譲渡所得のある人は、市役所での申告相談は行いませんので、2月18日(月)～3月15日(金)（土・日曜日は除く）に刈谷税務署へお出かけください ②3月18日(月)以降、所得税の確定申告は市役所では受け付けできませんので、刈谷税務署へお出かけください。

★税理士会の無料税務相談

東海税理士会刈谷支部が、確定申告に関する無料税務相談を行います。

とき▷ 2月18日(月)～28日(木)（土・日曜日を除く）午前9時30分～正午、午後1時～4時
ところ▷ 市役所大会議室（本庁舎3階）

★出張申告相談会場の日程

各会場とも、相談時間は午前9時～正午、午後1時～4時です。今年度から相談会場を変更した地区がありますので、ご注意ください。市役所では2月18日(月)からしか受け付けできませんので、お間違えのないようお願いいたします。

と き	と ころ
2月1日(金)	高棚町農民センター、城ヶ入町内会事務所
2月4日(月)	J A 桜井南支店
2月5日(火)	作野公民館
2月6日(水)	東部公民館、新田町公民館
2月7日(木)	二本木公民館、榎前町公民館
2月8日(金)	J A 生活館（赤松町地内）、和泉町公民館
2月12日(火)	東端町公民館、根崎町公民館
2月13日(水)	西部公民館
2月14日(木)	安祥公民館、古井町公民館
2月15日(金)	J A 小川集会場、J A 三ツ川集会場
2月18日(月)～ 3月15日(金)	市役所大会議室 ※土・日曜日は除く

※ J A = あいち中央農協

◇出張申告相談会場では、次の人は受け付けできませんので、各機関へお出かけください。

対 象 者	受 け 付 け
営業など事業所得のある人	税務署または市役所
青色申告書を提出する人	
土地、家屋などの譲渡所得のある人	税務署

★消費税及び地方消費税の申告と納付期限は4月1日です

個人事業者の平成13年分の消費税及び地方消費税の申告と納付期限は4月1日(月)です。早めに刈谷税務所へお出かけください。また、市役所でも刈谷税務署員が出張して申告相談を受け付けます。

申告が必要な人▷ ①平成11年中の課税売上高が3000万円を超える個人事業者 ②平成11年中の課税売上高が3000万円以下の個人事業者で、平成12年中までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者 ※平成13年分の納付する消費税額が0円の人でも申告は必要です。申告相談日▷ 2月18日(月)～3月15日(金)（土・日曜日は除く）
ところ▷ 市役所大会議室

ここに記載した内容は基本的な事項についての説明です。詳しくは、刈谷税務署（☎21>6211）、または市役所市民税課へお問い合わせください。